悔いのない一票を書く胸を張れ

衆議院選は1月29日

裁判官の国民審査も同時に

一月二十九日は、衆議院議員選挙の投票日です。同時に最高裁判所裁判官の国民審査も行なわれます。選挙は、私たちの希望や意見を政治に反映させるたいせつな機会です。有権者のひとりひとりの自由な判断と責任によって、明るく正しい選挙で、私たちの代表にふさわしい、りっぱな人を選びましょう。

衆議院の性格とはたらき

法律をつくったり、国の予算案を相談したり、外国との条約を認めるなど、国の大事な政治を決めるところが国会です。国会は衆議院と参議院とにわかれていますが、これは一院だけではときにゆきすぎのおそれもあるので、二院制にしてひとつのことをべつべつに審議し、まちがいのない決定ができるようにしているわけです。

衆議院と参議院は、上下の関係はありませんが、衆議院と参議院が一致しないときは衆議院の議決の方が重くみられます。これは、衆議員議員の任期とか、解散、定数などの関係から、参議院議員よりも私たちの生活とのむすびつきが深いと考えられているからです。

こんど選ばれる衆議院議員は全国で四百八十六人で、任期は四年です。しかし、政治を行なううえで、あらためて私たち有権者の考えを知る必要があるときは、任期の中途でも衆議院は解散され、新しく選挙が行なわれます。

最高裁判所とは

最高裁判所は、国にたったひとつしかない、最上級の裁判所で東京都にあります。とくに注意しなければならないことは、最高裁判所は、最上級、最終の裁判所ですから、最高裁判所が行なった裁判は絶対に動かしたり、争ったりすることができません。

また、最高裁判所は「憲法の番人」だともいわれています。それは、法律は国会でつくるのですが、ときには憲法にあわないものがでてきないともかぎりません。しかし裁判所が裁判をするのにあたって、法律や命令が憲法にあわないと認めた場合には、その法律や命令によらないで、憲法そのものの立場にたって裁判すべきこととされています。

これは、新しい憲法ができてから、裁判所に与えられた大きな権限です。

どの裁判所も、この権限をもっていますが、しかし、ある法律や命令が憲法にあるかあわないかは、最後には最高裁判所の判断で決めます。このように、最高裁判所は、憲法のさだめにあわない法律、命令、規則などがよいようにふせぐ、最後のよりどころですから「憲法の番人」だといわれているわけです。

国民審査とは

裁判官にはつよい身分の保証が与えられていますが、反面もし裁判官が国民の大多数が信用しないような人であったならば、ほんとうに国民が納得する裁判はできるわけがありません。そこで「憲法の番人」として、特におもい役目をもっている最高裁判所の裁判官については、その人を裁判官に任命したことがよかったかどうかということについて、国民の意見を聞くことになっています。これが最高裁判所裁判官の国民審査とよばれる制度です。これは、その裁判官の任命があったのち、はじめて行なわれる衆議院選挙のときにする決まりであり、こんど審査される裁判官は七人です。投票所で、裁判官の氏名を書いた用紙が渡されますから、やめさせたい人があれば、その名前の上に×印を、やめさせたくなければ、何も書かないで投票してください。

甘楽町選管委員長　鈴木柳一郎

一月二十九日は衆議院選挙の投票日です。同時に最高裁判所裁判官の国民審査も行なわれます。私たちの毎日の生活は政治ときってもきれない関係にあります。

私たちは政治からうける利益も多い反面、私たちが現実の政治に対して要求することや、意見も少なくないはずです。

こんどの衆議院選こそ、この私たちの考えを国政に反映させるたいせつな機会であるわけです。

自由な判断で責任ある一票を

政治が、私たちの国民から選ばれた代表者によって民意を反映して行なわれるためには、私たちの自由な意志が正しく表わされた投票によって、正当な代表者が選ばれなければなりません。

そのためにはまず、選挙が明るく正しく行なわれ、有権者各自の、自由な判断によって、責任ある一票一票をつみかさねて、それによって私たちの代表にふさわしい、りっぱな人を選びたいものです。

きたる一月二十九日には有権者のみなさんのきれいな、よく考えた、真剣なねがいをこめた一票を投じ、明るく正しい選挙の成果をおさめるよう、みなさんのご協力をお願い申し上げます。

一票を有効に

よく見・聞き・考えて

よい政治が行なわれるにはよい選挙が行なわれることがたいせつです。

よく見て、聞いて、考えて悔いのない一票を投じましょう。

□よく見て

候補者の経歴、政見などを記載した選挙公報や、選挙用ハガキ、新聞紙上などでよく候補者を見ましょう。

□よく聞いて

ラジオ、テレビ放送、立会演説会、街頭演説会などで、候補者の政見をよく聞きましょう。なお、当町で行なわれる立会演説会は、一月二十三日、午後二時から中央公民館で開催されます。

□よく考えて

よく見、聞いて、候補者の公約や主義、人物識見を判断し、よく考えましょう。私の選んだこの人は、自分のしあわせを左右する人だという確信とよろこびをもって、その人を選びましょう。

投票日に用事ある人

不在者投票を忘れずに

やむを得ない用務や病気出産、老衰などのために投票日に投票所へ行けない人は、前もって不在投票をすることができます。

このような人は、選挙の公示の日から投票日の前日まで毎日朝8時30分から午後5時まで、役場で投票することができます。

この場合、投票の不正をなくすために、投票日に投票所に行けないことを証明する「証明書」が必要です。

この手続きをよく知らない人は、事前に有線（3—2）か電話（小幡4番）で町の選挙管理委員会へ問い合わせてください。

投票の方法

□投票できる時間

○午前七時から午後六時まで

第一投票所（中央公民館）
第三投票所（轟公会堂）
第八投票所（福島出張所）
第九投票所（新屋出張所）

○午前七時から午後五時まで

第十投票所（下引田公会堂）
第二投票所（国峯分校）
第四投票所（秋畑公民館）
第五投票所（来波公会堂）
第六投票所（那須分校）
第七投票所（矢の口公会堂）
第十一投票所（天引・本村公会堂）
第十二投票所（庭谷公会堂）

□投票にでかけるときは

入場券を忘れないこと。家族のものとまちがいがないかよく確かめてください。

投票所は、近くの投票所とは限りません。結婚、転居などで住所のかわった人は、よく注意して、かならず入場券に書いてある投票所へでかけてください。入場券を紛失したときは、指定されている投票所ではっきり係に申し出て再発行を受けましょう。

□字が書けないとき

投票は自分で書くのが原則ですが、身体が不自由であったり、字が書けないために、自分で投票できない人は、当日係員に申し出てください。係員がかわって書いてくれ秘密はかたく守られます。

□だれに投票したかは絶対にわからない

だれを書いたかは本人以外に決してわかるわけはありません。安心して気がねなしに自分の信ずる人に投票してください。

□投票するときは

候補者の中からいちばん信頼できる人、ひとりを選んでまちがわないように、ハツキリ、ていねいに書いてください。候補者の氏名以外のよけいなことを書くと無効になります。

棄権すればすべてがムダに

投票しなくても法律はこれを罰しませんが、大事な私たちの権利を自分で棄ててしまうのは、もったいない話です。棄権しておいて、あとになって政治についてあれこれ文句をいう人がいますが、これは筋が通りません。棄権すれば、すべての苦労や声がムダになってしまうわけです。

1月29日の投票日には、かならず投票しましょう。

国民年金の保険料あがる

ことし一月から老令、障害母子、準母子、遺児、か婦年金などの国民年金の支給年金額が大幅に引きあげられました。この改善に応じて今月から、保険料が二十才から三十四才までの方は月二百円、三十五才から五十九才までの方は、月二百五十円にそれぞれ増額されます。

みなさんのご協力をお願いします。

福島小にスケート場が完成

——PTAの奉仕活動で

福島小学校（津金沢誠一校長）にスケート場が完成しました。このスケート場は、同校PTA（松井美治会長）で四日間にわたり、約九十、が勤労奉仕してつくった「背水式スケート場」で、長さ三十メートル、幅八、五メートル総工費十八万五千円をついやし、同校西校舎うらに設置されています。

おかげで、児童たちは毎日スケートを楽しむことができ大よろこびです。

写真右は完成したスケート場
下は寄贈された自転車置場
右下は山口さんとその車

二中に自転車置場を寄贈

善慶寺・大河原さん

第二中学校に自転車置場が寄贈されました。

贈り主は、大字善慶寺、大河原一二さんで、同校舎西側に設置され、軽鉄骨ぐみ、四・五坪のりっぱなものです。

みごとに軽自動車

福島・山口さん

大字福島、山口網雄さん（三十八才）は、日本農業新聞社で募集した「昭和四十一年米の予想収穫高」をみごとに的中させ、賞品に軽自動車（マツダ、D360）と賞金をもらいました。これは、同新聞社が、昨年十月に実施したもので、全国でただひとり、山口さんが選ばれたものです

こんどの選挙は——永久選挙人名簿で

新有権者・住所移転者はご注意

こんどの衆議院選挙ではじめて永久選挙人名簿が使用され、いままで選挙のつど調整されていた補充選挙人名簿はつくられません

この永久選挙人名簿は、昨年六月二十日現在の全国一斉調査に基づいて、町の選挙管理委員会が調整し、昨年九月三十日に確定されたものです。

九月三十日以後は、新有権者や住所移転者はその事態が生じたら、いつでも登録申出ができ、その申出に基づいて町の選挙管理委員会では毎年三月と九月の二回にまとめて永久選挙人名簿に登録するわけです。

これが昨年にかぎって、昨年十月十日までに登録の申出をした者については、十一月一日に登録されました。したがって、こんどの選挙では、選挙のたびに調製された補充選挙人名簿ができないため、

① 昨年十月十一日以後に満二十才になった人は、投票できない。

② 昨年七月十一日以後に住所を変更し、当町に転入した人は、前の住所でなければ投票できない。

このようになりますので有権者はじゅうぶん注意してください。くわしいことは町の選挙管理委員会へ問い合わせてください。

転出入者は証明書が必要

永久選挙人名簿の登録

永久選挙人名簿は、一度登録されると住所の移動や死亡しない限り永久に登録されている制度です。

しかし、新しく資格を得た人は、登録の手続きをしないと登録されませんから次に該当される人は、すぐ手続きをしてください。

□未成年者が満二十歳に達したとき

この日から選挙権を得られるわけですから選挙管理委員会に印章を持って登録の申し出をしてください。

□町外から転入した人

この人は、前住所地の選挙管理委員会から選挙人名簿の登録証明書の交付を受けて、それと印章を持参して選挙管理委員会に届け出てください。

□転出される人

当町から転出する人は、選挙管理委員会へ印章を持参のうえ、証明書の交付をうけて転出してください。

証明書を持って行かないと、転出先の住所地に選挙人名簿の登録ができません